

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十七条第二項の規定によつて、次の者を登録検査機関に登録した。

令和八年九月七日

広島県知事 横 田 美 香

一 登録年月日及び登録番号

1 登録年月日

令和八年八月二十八日

2 登録番号

八十三

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社三次食糧

2 代表者の氏名

片岡 宏文

3 主たる事務所の所在地

三次市畠敷町九二三番地

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農 産 物 検 査 の 種 類
片岡 宏文	玄米
上谷 一幸	玄米